

びわ湖疏水船運航に係る運營業務仕様書

- 1 業務名
びわ湖疏水船運航に係る運營業務（以下「本業務」という。）
- 2 委託期間
令和6年1月1日から令和8年12月31日まで
 - ※ 契約締結日から乗船予約販売開始までの期間は業務打合せ及び業務計画書作成等の準備期間とし、乗船予約受付開始日までに業務実施体制を確立しておくものとする。
 - ※ 契約期間終了時に協議会と受託者が協議のうえ協議会が承認した場合には、契約を延長することができるものとする。
 - ※ 当委託期間は通船事業を今後も安定的に当事業を継続していくため、現行の運営体制の改善や効率化を図り、事業の安定化・持続化のための期間と位置付ける。
- 3 業務内容
 - (1) 船舶運航業務
 - ・ 京都市が保有する船舶4艘を使用し、滋賀県大津市浜大津から京都府京都市山科区日ノ岡一切経谷町までの間の琵琶湖上より大津閘門を通過し、第一琵琶湖疏水の水路上において、乗船客を乗せ観光船として往復運航を行うこと（以下、この船舶運航業務を「通船事業」という。）。
 - ・ 通船事業の実施に当たっては、観光船1艘につき船長1名及び操船補助者1名以上の合計2名以上を業務に従事させること。
 - ・ 通船事業を含む琵琶湖疏水は令和2年6月に日本遺産に認定され、明治の先人の偉業を学び、伝えることを目的の一つとしているため、船長及び操船補助者は、それらの事業趣旨に相応しい制服を着用のうえ業務に従事させること。
 - ・ 操船補助者は、運航中、琵琶湖疏水建設の歴史や意義、沿線の見所等について、乗船客に案内すること。
 - ・ 京都市民の生活を支える琵琶湖疏水の重要性を認識し、取水池をはじめとする水道関連施設への立ち入り回避など、疏水管理者の指示に従うこと。また、大津港においては管理者である滋賀県及び指定管理者との協議を密に行うこと。
 - (2) 運航に伴う管理業務
 - ・ 船舶4艘の保管及びメンテナンス業務（保管場所については、契約締結後の協議により決定する。）
 - ・ 燃料補給
 - ・ エンジンオイル、油脂類の点検・補充
 - ・ 法定点検
 - ・ 日常の保守点検及び安全運航に必要な各種点検
 - ・ 運航に係る船長及び操船補助者への教育及び訓練
 - ・ その他、協議会との協議により定めた管理業務
 - (3) 事故対応
 - ・ 業務上発生した事故の対応
 - ・ 船主責任保険を含む船舶の運航に関する保険及び船客傷害賠償責任保険並びにその他業務上発生しうる事故に対応する損害賠償責任保険への加入
 - (4) 乗船客の募集・予約販売業務・運航中止対応
 - ・ 販売事務局を設置し、国内外から幅広く乗船客を募集すること。
 - ・ 琵琶湖疏水船公式ウェブサイト(<https://biwakososui.kyoto.travel/>)の運営を行い、京都市が保有する販売予約WEBシステムを使用し、乗船チケットを販売すること。
 - ・ 国内外の観光客を視野に入れ、マーケットの利便性を考慮した販売事務局運営を行うこと。
 - ・ 運船事業を組み入れた商品の企画・販売を行うこと。
 - ・ 京都市及び大津市が寄附を募るふるさと納税の寄附者に対して、各市と調整のうえ、寄附者の乗船及び返礼品の提供にあたり必要な事務を行うこと。
 - ・ 各乗下船場での受付に係るスタッフの教育及び訓練
 - ・ 天候等により、運航途中での休止における乗船客への案内及び返金の対応を行うこと（返金額については、契約締結後の協議により決定する。）
 - (5) 各乗下船場における乗船客案内業務
 - ・ 「4 運航形態」に示す各乗下船場において、乗船客が安心かつ安全に乗船を楽しんでいただけるよう、円滑な案内を行うこと。
 - ・ 待合施設等を常に清潔に保ち、快適な待合環境を確保すること。

- (6) 各種報告書の提出
 - ・ 業務報告書（様式任意） 毎月
 - ・ 運転日報（様式任意） 毎月
 - ・ 点検整備記録（様式任意） 毎月
 - ・ 事故報告書（様式任意） 随時
 - ・ 販売状況報告書（様式任意） 週2日
- (7) 持続可能な運営体制の構築
 - ・ 持続可能な事業とするため、採算の取れる運航計画・運営体制に向けた既存体制の改善等について、協議会と連携し取り組むこと。
- (8) その他の事項については協議会と受託者との協議によって取り決めるものとする。

4 船舶運航

- ・ 運航は以下の航路及び乗船定員にて運航されるものとして、以下に示す標準ダイヤを参考に、年間の運航スケジュールを提案すること。

※ 第一琵琶湖疏水の停水期（例年12月上旬から翌3月下旬まで）には船舶の運航ができない点に留意し、協議会と協議のもと、収益を確保するうえで、適正な運航期間および運航便数を設定すること。

(1) 運航航路

琵琶湖大津港乗下船場⇄三井寺乗下船場⇄山科乗下船場⇄蹴上乗下船場

（以下、琵琶湖大津港乗下船場を「大津港」、三井寺乗下船場（旧大津乗下船場）を「三井寺」、山科乗下船場を「山科」、蹴上乗下船場を「蹴上」という。）



(1) 乗船定員

- （上り便 [蹴上→大津港]） 9名
- （下り便 [大津港→蹴上]） 12名

※安全運航が確認できれば、協議会との協議のうえで乗船定員を増加することを妨げない。

(2) 運航ダイヤ

[蹴上⇄大津港 直行便]

（上り便） 1日最大6便

	蹴上発	(直行)	大津港着
①	9:10	—	10:15
②	9:30	—	10:35
③	9:50	—	10:55
④	13:25	—	14:30
⑤	13:45	—	14:50
⑥	14:05	—	15:25

(下り便) 1日最大5便

	大津港発		蹴上着
①	11:00	—	12:25
②	11:20	—	12:45
③	11:40	—	13:05
④	15:15	—	16:40
⑤	15:35	—	17:00

※運航時期により発着時間を変更します。

[蹴上⇔三井寺]

(上り便) 1日最大6便

	蹴上発	山科着／発	三井寺着
①	10:40	—	12:00
②	10:55	—	12:15
③	11:10	—	12:30
④	14:25	—	15:45
⑤	14:40	—	16:00
⑥	14:55	—	16:15

(下り便) 1日最大7便

	三井寺発	山科着／発	蹴上着
①	8:45	—	10:25
②	9:00	—	10:40
③	9:15	10:20/10:50	11:05
④	12:45	—	14:25
⑤	13:00	—	14:40
⑥	13:15	—	14:55
⑦	15:45	—	17:25

※運航時期により発着時間を変更します。

5 貸与する船舶

通船事業の実施のために貸与する船舶は、京都市において保有する以下の船舶とし、協議会が貸与を受けたのち、運航事業者と裸傭船契約をシーズンごとに結ぶ。

船名	めいじ	へいせい	れいわ	へいわ
船主	京都市	京都市	京都市	京都市
船舶番号	第253-34661号	第253-34662号	第253-35327号	第253-36799号
総トン数	2.2トン	2.2トン	2.4トン	2.6トン
航行区域	平水区域	平水区域	平水区域	平水区域
用途	交通船	交通船	交通船	交通船
旅客定員	12名	12名	12名	12名
検査期日	令和5年10月31日	令和5年10月31日	令和7年8月22日	令和8年12月18日

6 委託内容に含める経費

主に想定される以下の経費をはじめ、「3 業務内容」の実施から想定される経費について、見積書の作成を行うこと。

<想定される経費>

- ・ 燃料費
- ・ 消耗品費（船舶の運航に要する消耗品並びに販売事務局運営及び乗船客斡旋に要する消耗品等）
- ・ 船舶に係る法定検査料並びに日常の保守点検及び管理費
- ・ 船舶修繕費
- ・ 施設清掃費
- ・ 被服費

- ・ 安全運航および運営に係る訓練費用
- ・ 販売事務局運営に係る経費
- ・ 専用ホームページ運営費
- ・ 人件費（諸手当・交通費等を含む）

7 損害賠償責任

(1) 責任を負う者

本業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、協議会の責めに帰すべき事由による場合及び天変地異の場合を除き、受託者が損害賠償責任を負う。

(2) 任意保険の加入義務

受託者は、船主責任保険を含む船舶の運航に関する保険及び船客傷害賠償責任保険、その他業務上発生しうる事故に対応する損害賠償責任保険に加入するものとする。加入する保険は、船舶保険については船価相当額の1,650万円以上、旅客傷害賠償責任保険につき3,000万円以上（旅客定員数）のものに加入するものとする。また、第三者に与えた損害を十分保証しうる保険に加入することとし、対物賠償1,000万円以上のものに加するものとする。各保険は令和6年の運航開始までに発効させること。なお、加入後に保険証の写しを協議会に提出すること。

8 運航業務従事者の勤務管理等

(1) 受託者は、事故防止のため運航業務従事者の適正な勤務管理を実施し、過重労働とならないよう十分に配慮すること。

(2) 受託者は、船長及び操船補助者に対し受託者が企画する研修を受講させること。また、実地研修として、本件航路における訓練を定期的実施し、これまでの事業において好評を得ている船長及び操船補助者の技術水準の維持・向上を図ること。

9 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、法律上権原を有さない者及び暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

10 警報発発出時等の運航

「特別警報」及び「気象に関する警報」等発令時の運航の可否に関する基準を定め判断すること。ただし、協議会との協議により最終決定されるものとする。

11 その他

(1) 受託者は、船舶運航に係る法規を熟知のうえ、遵守しなければならない。

(2) 受託者は、職務遂行には全力を挙げ、かつ安全運転に努め、いかなる場合も協議会の名誉を傷つける行為をしてはならない。

(3) 受託者は、不測の事態等に対して、迅速かつ綿密な対応をしなければならない。

(4) 受託者は、運航責任者及び運航に係る船長を協議会に事前報告しなければならない。

(5) 受託者は、業務遂行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 受託者は、業務遂行に関して知り得た個人情報（乗船者等の個人情報）を別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に取り扱うものとし、個人情報保護に係る一切の責任を負うものとする。

(7) 法定点検に関わる書類については、原本を船舶に保管するとともに、その写しを協議会に1部提出のこと。

(8) 消耗品交換や修理を行った場合は、その記録を速やかに提出すること。（提出を求める記録の内容：部品等の交換や修理の年月日、支出内容、支出金額、年間支出件数、年間支出金額計）

(9) 運航形態に記載した運航航路、ダイヤ、定員、運航日数については、受託者の提案を踏まえたうえで、細部については協議会との協議により最終決定されるものとする。

(10) 受託者は、本事業の遂行に関して協議会と綿密に連携し、より魅力的な観光船事業として持続的な観光振興事業となるよう努めること。